

2 職業紹介 雇用仲介事業の質の向上に資する見直しを提言——厚労省検討会

厚生労働省の雇用仲介事業等の在り方に関する検討会（座長：阿部正浩中央大学経済学部教授）は6月6日、雇用仲介事業等の質の向上、運営の効率化に資する見直しのための論点整理を盛り込んだ報告書を取りまとめた。

雇用仲介事業等とは、有料・無料の職業紹介事業や労働者供給事業、求人・求職者情報提供事業、労働者派遣事業、労働者の募集などのこと。雇用仲介事業については、「規制改革実施計画」（2014年6月24日閣議決定）において、有料職業紹介事業等の規制の見直しについて検討することとされていた。これを踏まえ、検討会では、2015年3月から16回にわたって議論を重ねてきた。報告書で示された論点などについて、今後、労働政策審議会において検討する予定だ。

職業紹介事業

職業紹介事業の許可基準を見直し

報告書は雇用仲介事業のうち、職業紹介事業等について、許可基準や職業紹介業者に課される主な義務などについて論点を整理した。

許可基準では、まず職業紹介責任者について、現行の事業所ごとの選任を維持することとした上で、職業紹介責任者の職責として他の従業員に対する労働法令等の教育を加えることや、職業紹介責任者講習の充実（必修科目や講習内容の見直し、理解度の確認等）を図ることが適当とした。

また、現行では、事業所に関する要件として面積要件（おおむね20㎡以上）が課されているが、報告書は、そ

の趣旨はプライバシー保護にあると考えられることから、面積要件を廃止し、それに代えて、求職者のプライバシー確保のための措置を講ずることを要件とすることが適当とした。

また、事業所外での事業実施について、職業紹介事業者は事業所で事業実施（求人・求職の受理、あっせん）することとされているが、職業紹介責任者が当該事業所外にいる場合または当該事業所外に速やかに到着できる場合は、事業所外での事業実施を可能とすることも適当とした。その際、プライバシーや個人情報の保護の措置が講じられていることも条件とすることが適当としている。

他方、報告書は、職業紹介事業者に課される主な義務についても指摘している。まず、労働条件等の明示について、労働条件等が求職者等に確実に到達し保存できることを確保するため、現行の明示方法（書面または電子メール）を維持することが適当とした。

求人・求職の全件受理義務については、全件受理義務を維持することが適当としているが、より適切にマッチングが行われるよう、取扱職種の範囲等として定めることができるものの例示を追加等することが適当としている。

求人求職管理簿については、適正な業務運営を確保するため、現行の記載事項を維持することが適当とした。求人情報・求職者情報の管理については、職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する場合について、別個の管理を要しないこととすることが適当とした。

そのほか、報告書は、職業紹介事業者間の業務提携について、より迅速か

つ的確なマッチングの実現を図るため、職業紹介事業者が複数の職業紹介事業者と業務提携することも可能であることを明確化することが適当としている。

職業紹介事業以外

委託募集に係る許可制等の廃止

報告書は、職業紹介事業以外の雇用仲介事業について、直接募集や委託募集などについても論点整理した。

まず、直接募集や文書募集については、労働条件等明示等のルールについて、固定残業代の明示等指針の充実、虚偽の広告を行った求人・求職者情報提供事業者に係る罰則の整備など、必要な強化を図ることが適当とした。

また、委託募集に係る許可制等が設定されている本来の趣旨は、労働者を雇用しようとする者と労働者との間に第三者が介入することによる弊害の防止にあることから、募集受託者に必要なルールを設定するのが本来であることを指摘。労働者の募集を委託する者に係る許可制・届出制及び報酬の認可制を廃止することが適当とした。その際には、報酬供与の禁止の在り方についても検討する必要があり、許可制等を廃止する場合の影響についても留意する必要がある、としている。

なお、募集受託者については、直接募集と同様のルール設定となるよう、募集内容の的確表示に係る努力義務も課することが適当とした。また、応募後のトラブル防止のため、募集受託者の労働条件等の明示義務の内容に、委託者の名称を追加することも適当としている。（調査・解析部）